

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付要綱

令和8年6月30日
白馬村告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の介護施設等において持続可能な福祉サービスを提供するため、介護の業務に従事する職員として村内の介護施設等に新たに就職する者の移住費用等に対し、白馬村介護人材移住定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護事業所」とは、村内において居宅（介護予防）サービス、居宅介護（介護予防）支援、地域密着型（地域密着型介護予防）サービス又は介護保険施設を実施する事業所（福祉用具販売・貸与のみを行う事業所及びみなし保険医療機関・保険薬局を除く。）をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）で使用する用語の例によるものとする。

(補助金の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、介護事業所に就職した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 居住要件 村に住民登録をしてから当該補助金の申請日までが1年未満であり、申請日から引き続き3年以上村に居住する意思があること。

(2) 就労要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 介護事業所において介護サービスを提供する業務に従事していること。

イ 介護事業所に継続して3年以上勤務する意思及び見込みがあること。

ウ 勤務時間が週30時間又は月120時間以上であること。

(3) その他の要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

イ 長野県のUIJターン就業・創業移住支援事業の移住元の在住及び就労に関する要件を満たす者でないこと。

ウ 長野県内の市町村から白馬村に転入した者でないこと。

(補助対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用は、この要綱の施行の日以後に交付対象者が支払った費用のうち、次のいずれかに該当する費用とする。

(1) 白馬村への転居に要した費用

(2) 就職日以後に支払期日が到来する住居の家賃及び駐車場料金の5か月分（雇用主から支給される住居手当を除いた金額）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象費用の額とし、60万円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、白馬村長（以下「村長」という。）に申請しなければならない。

(1) 介護事業所勤務証明書（様式第1号の2）

(2) 補助対象費用を支払ったこと及びその金額が分かるもの（領収書、支払証明等の写し）

(3) 本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し

(4) 誓約書（様式第1号の3）

(5) 家賃を補助対象費用とする場合は、当該家賃に係る住居手当の支給の有無が分かる書類（給与明細等の写し）

(6) 戸籍の附票（白馬村への転入より前の住所の異動が全て記載されたもの）

(7) その他村長が必要と認める書類

(交付申請期限)

第7条 補助金の交付申請期限は、就職日の属する年度の2月28日までとする。

(補助金の交付)

第8条 村長は、第6条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 村長は、交付の決定を受けた者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全額又は半額に相当する額の返還を請求することができる。ただし、雇用された介護事業所の廃止や災害、病気その他のやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（1）全額の返還

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ 就職日から起算して2年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合

（2）半額の返還

ア 就職日から起算して2年以上3年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

申請年月日 年 月 日

白馬村長 宛

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	白馬村大字 城		
電話番号		メールアドレス	

2 要件確認事項

就業年月日	令和 年 月 日	就業先事業所名	
就業先事業所 所在地	〒 白馬村大字 城		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください ※1)

①白馬村に住民登録をしてから申請日までの期間	A. 1年未満	B. 1年以上経過
②白馬村内の介護事業所に3年以上継続して勤務する意思があり、かつ、この補助金の申請日から3年以上継続して白馬村に居住する意思がある	A. 該当する	B. 該当しない
③白馬村に住民票を移す直前に、長野県内に居住していたか	A. 居住していない	B. 居住していた
④白馬村に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県又は大阪府のいずれかに在住し、かつ、就労をしていたか ※2	A. 該当しない	B. 該当する
⑤白馬村に住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県又は大阪府のいずれかに在住し、かつ、就労又は通学をしていたか	A. 該当しない	B. 該当する

※1 各種確認事項の「B.」に○がある場合は、この補助金の交付対象となりません。

※2 ④の就労の期間の起算日を、住民票を移す3か月前までさかのぼった場合に当該要件に該当する場合も「B. 該当する」に○を付けてください。また、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします。

4 交付申請額

金 円 (補助対象費用の額 (千円未満の端数は切捨て))

5 申請者の口座情報(必ず申請者本人名義の口座であること)

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	支店(所)
(フリガナ)			
口座名義人			

6 添付書類 ※状況に応じて追加書類を依頼することがあります。あらかじめご了承ください。

- (1) 介護事業所勤務証明書(様式第1号の2)
- (2) 補助対象費用を支払ったこと及びその金額が分かるもの(領収書、支払証明等の写し)
- (3) 本人確認書類(運転免許証、パスポート等)の写し
- (4) 誓約書(様式第1号の3)
- (5) 家賃を補助対象費用とする場合は、対象とする各月の家賃に係る住居手当の支給の有無が分かるもの(給与明細等)の写し
- (6) 戸籍の附票(白馬村への転入より前の住所の異動がすべて記載されたもの)

介護事業所勤務証明書(介護人材移住定住支援事業補助金の申請、継続就業の確認用)

年 月 日

白馬村長 宛

証明者

所在地

名称

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	〒
勤務先事業所の種別 (該当する種別に○)	1. 居宅(介護予防)サービス 2. 居宅介護(介護予防)支援 3. 地域密着型(地域密着型介護予防)サービス 4. 介護保険施設を実施する事業所
就職年月日	年 月 日
一週間あたりの 勤務時間	時間 分
一か月あたりの 勤務時間	時間 分
主な担当業務の種類 (該当する項目に○又は記入)	介護サービス業務 ・ その他 ()
勤務期間の見込み (交付申請に用いる場合は 該当する項目に○)	1. 勤務期間は3年以上となる見込み 2. 勤務期間は3年に満たない見込み
現在の勤務状況 (継続就業の確認に用いる場合は 該当する項目に○又は記入)	1. 就職日から継続して現在も勤務している 2. 退職した(退職年月日: 年 月 日)

介護人材移住定住支援事業補助金の交付申請及び補助金交付後の就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、白馬村の求めに応じて、白馬村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

誓約書

介護人材移住定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次に掲げるいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合
交付を受けた補助金の全額に相当する額
- (2) 要綱第2条第1項に定める介護事業所（以下「介護事業所」という。）に就職をした日から起算して2年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合 交付を受けた補助金の全額に相当する額
- (3) 介護事業所に就職をした日から起算して2年以上3年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合 交付を受けた補助金の半額に相当する額

年 月 日

白馬村長 宛

申請者住所

氏名

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付（不交付）決定兼確定通知書

第 号
年 月 日

様

白馬村長

白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたので通知します。

1 交付の可否	
2 交付する金額	

（備考）

- 1 白馬村介護人材移住定住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額の返還を請求します。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合 交付した補助金の全額に相当する額
 - （2）要綱第2条第1項に定める介護事業所（以下「介護事業所」という。）に就職をした日から起算して2年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合 交付した補助金の全額に相当する額
 - （3）介護事業所に就職をした日から起算して2年以上3年未満の間に介護事業所で勤務しなくなった場合 交付した補助金の半額に相当する額

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として（控訴において白馬村を代表する者は白馬村長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。